

長岡市告示第419号

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）第16条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月23日付け長岡市告示第29号において別途告示で定めることとされている期日について、地方税法第312条第3項第3号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入の期限のうち、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が、次に掲げる地域にある者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とします。

令和7年10月8日

長岡市長 磯 田 達 伸

都道府県名	地 域
石 川 県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能都町